

議案第 27 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市長等の給与に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長

第 11 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 100 分の 25

別表中「

副市長
円
740,000

「

副市長	教育長
円	円
740,000	655,000

」を

」

に改める。

(山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の項職名の欄中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第3条 山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第49号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、なお従前の例により在職するものとされた教育長が在職する間における当該教育長の給与及び旅費については、第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の規定は適用せず、第3条の規定による廃止前の山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条から第6条まで及び第8条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 27 号参考資料

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後					改正前			
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市長等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長</p> <p>(2) 副市長</p> <p><u>(3) 教育長</u></p> <p><u>(4) 水道事業管理者</u></p>					<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市長等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市長</p> <p>(2) 副市長</p> <p><u>(3) 水道事業管理者</u></p>			
<p>(退職手当)</p> <p>第 11 条 市長等が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間 1 月につき、次に掲げる場合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。</p> <p>(1) 市長 100 分の 56.5</p> <p>(2) 副市長 100 分の 40</p> <p><u>(3) 教育長 100 分の 25</u></p> <p><u>(4) 水道事業管理者 100 分の 25</u></p>					<p>(退職手当)</p> <p>第 11 条 市長等が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間 1 月につき、次に掲げる場合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。</p> <p>(1) 市長 100 分の 56.5</p> <p>(2) 副市長 100 分の 40</p> <p><u>(3) 水道事業管理者 100 分の 25</u></p>			
別表（第 4 条関係）					別表（第 4 条関係）			
職名	市長	副市長	教育長	水道事業管理者	職名	市長	副市長	水道事業管理者
給料月額	円 909,000	円 <u>740,000</u>	円 <u>655,000</u>	円 655,000	給料月額	円 909,000	円 <u>740,000</u>	円 655,000

山陽小野田市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後					改正前				
別表第1（第13条、第14条、第17条－第18条の2、第18条の4、第19条関係）					別表第1（第13条、第14条、第17条－第18条の2、第18条の4、第19条関係）				
区分	職名	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）	区分	職名	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
第1号	市長、副市長、 <u>教育長</u> 、病院事業管理者、院長、副院長及び水道事業管理者	2,600円	13,100円	1,500円	第1号	市長、副市長、病院事業管理者、院長、副院長及び水道事業管理者	2,600円	13,100円	1,500円
第2号	その他の者				第2号	その他の者			